

組織・業務全般にわたる検討

根拠法令:地方独立行政法人法

第31条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

【都の対応】

組織・業務全般にわたる検討は、次期中期目標の策定と一体的に実施 (H26.3.10 東京都地方独立行政法人評価委員会幹事会決定)

組織・業務全般の検討(案)

第1 第二期中期目標期間の業務実績評価(平成25年度～27年度)

第二期中期目標の概要

都、法人を取り巻く状況や第一期中期目標期間中に明らかになった課題等を踏まえ、以下の取組を求めている。

- ・法人が重点医療と位置付ける血管病、高齢者がん及び認知症医療のより一層の充実や救急医療の充実など医療体制の強化
- ・病院と研究所が一体化した法人である利点の発揮による着実な研究成果
- ・高齢者の医療と介護を支える専門人材の育成や東日本大震災を踏まえた新たな視点から、都民の安心につながる医療・研究への取組
- ・経営基盤の強化に向けた、業務運営の効率化・収入増の取組・コスト管理の強化への一層の取組

全体評価の概要

(主な総評)

- ・平成25年6月、全職員が一丸となって取り組んだことにより、新施設へ円滑に移転
- ・3つの重点医療(血管病、高齢者がん、認知症)において難易度の高い鑑別診断や低侵襲な治療を提供。救急医療から在宅医療に至るまで、地域の医療機関等との連携に基づき医療体制を強化。中でも救急患者の受入体制を強化し、救急医療の実績増
- ・病院と研究所を一体的に運営する法人の特徴を活かした研究を推進。「膵臓がん悪性度診断法」の確立、乳がんホルモン療法の適応について新たな判定基準を確立するなど臨床応用や実用化につながる成果
- ・これまで蓄積した糖鎖の研究から、複数の指定難病の発症原因を解明
- ・高齢者が安心して生活するための社会環境づくりに関して、様々な視点から研究に取り組み、成果を還元

第1 第二期中期目標期間の業務実績評価（平成25年度～27年度）

項目別評価の概要

高齢者の特性に配慮した
医療の確立と提供

高齢者の健康の維持・増進と
活力の向上を目指す研究

業務の改善及び効率化
に関する事項 など

事業の進捗
状況・成果を
S、A、B、C、D
の5段階で評価

全て
評定B
以上

○評価委員会からは第三期中期目標策定に向けて、更なる取組
を求める意見

（主な意見）

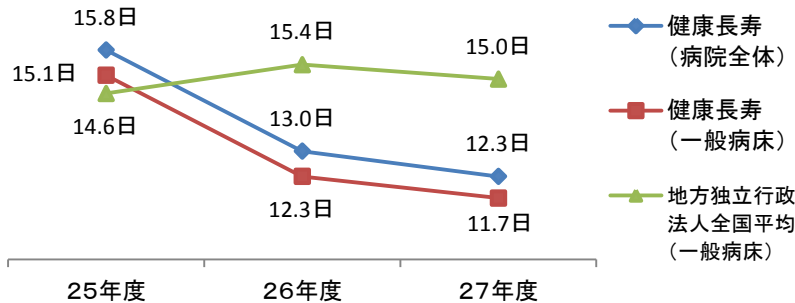
- ・都における高齢者医療・研究の中核的センターとして、全都的な役割を果たし、成果を還元すべき
- ・自院の運営だけではなく、地域全体で地域医療を守る視点が必要
- ・医療・介護を支える身近な地域の専門人材の育成だけではなく、全都的な人材育成が必要

全体として年度計画を順調に実施しており、概ね着実な業務の進捗状況にある。

参考

平均在院日数

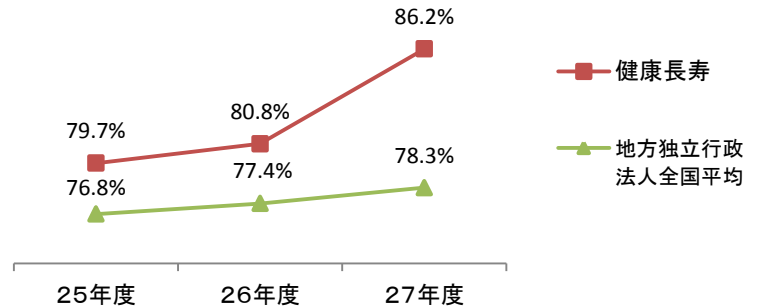
平均在院日数は年々減少し、地方独立行政法人の全国平均より短い。



出典：総務省「病院経営分析比較表」

病床利用率

病床利用率は年々上昇し、地方独立行政法人の全国平均より高い。



出典：総務省「病院経営分析比較表」

第2 法人の業務及び組織の必要性・有効性、運営形態の適切性等について

業務及び組織の必要性・有効性

第二期中期目標の達成に向け、様々な取組を推進

重点医療を始めとする高齢者の特性に配慮した医療を充実

- ・難易度の高い鑑別診断
- ・低侵襲な治療の提供

高齢者医療の専門病院として生活の質を重視した医療を提供

- ・入院時から退院を視野に入れた治療の提供、適切な退院支援

診断・治療への活用が期待できる研究成果

- ・多様な分野にわたる研究の推進
- ・高齢者を取り巻く課題への総合的な取組

都民の認知症への理解促進や早期受診の促進に貢献

- ・開発した「自記式認知症チェックリスト」を掲載したパンフレットが区市町村等に配布

病院と研究所が一体となった組織の運営
→目標達成のために有効に機能
⇒法人の使命の実現に向け、引き続きこれらの取組を行っていくことが必要

運営形態としての法人の適切性

法人が主体となって新施設への移転を円滑に遂行し、移転後早期に業務を安定化

収入確保、コスト削減の継続的な取組

企画立案機能、調整機能を強化

- ・新たに経営戦略会議を設置

法人の裁量と責任に基づく自律的な事業運営を実現

- ・機動的かつ弾力的な予算執行
- ・業務内容に応じた弾力的かつ効率的な人員体制の確保

引き続き地方独立行政法人の形態により運営を行うことが適切

第3 第二期中期目標期間の総括と今後の法人事業の在り方について

■所要の措置の必要性

法人の業務内容、組織構成、運営形態について、総体として適切かつ妥当なものと判断

⇒ 特段の措置を講ずる必要性は認められない。

■第三期中期目標期間に期待される取組

都における高齢者医療・研究の拠点として、その成果の普及・還元を強力に推進
医療・研究で培った知見を踏まえ、高齢者の医療と介護を支える人材の育成を一層推進

⇒ 地域包括ケアシステムの構築への寄与を期待